

# 税理士会では、土曜日・日曜日に 確定申告の無料相談会を開催します

**対象者** 東日本大震災の被災者・避難者の方  
年金受給者・給与所得者で申告をされる方  
小規模な個人事業経営の方

## 開催日

2月	1日 <sup>土</sup>	8日 <sup>土</sup>	15日 <sup>土</sup>	22日 <sup>土</sup>	3月	1日 <sup>土</sup>
	2日 <sup>日</sup>	9日 <sup>日</sup>	16日 <sup>日</sup>	23日 <sup>日</sup>		
				税理士記念日		

**受付時間** 午前9時30分から午後4時まで

- ※当日は15名程度の税理士が、申告の相談から確定申告書の作成指導まで行います。
- ※予約制ではありません。
- ※お一人の相談時間は一時間程度を目安とさせていただきます。

## 会場 東北税理士会館

仙台市若林区新寺1丁目7番41号

※会場は、駐車できる台数に限りがあります。  
最寄りの公共交通機関をご利用ください。

- JR仙台駅東口 徒歩約15分
- 地下鉄南北線「五橋駅」出口は北3 徒歩約10分
- 仙台市営バス志波町方面「新寺3丁目西」 徒歩約5分
- 仙台市営バス仙台駅方面「新寺1丁目」 徒歩約3分



# 税の専門家、税理士が無料でお応えいたします

## 会場にご持参いただきたい資料

チェック欄は、ご持参資料の確認用にご利用ください。

### 1 共通

- チェック欄
- 平成25年分の所得金額が分かるもの  
給与所得・公的年金等の源泉徴収票など
  - 平成25年分の所得控除額が分かるもの  
医療費の領収書、国保の領収書など、国民年金の控除証明書  
生命保険料・地震保険料控除証明書、寄附金の受領証など
  - 振込先の金融機関名と口座番号が分かるもの

### 2 東日本大震災で被災した家屋等の損害に係る 雑損失の繰越控除を申告される方

1の共通以外に、次のもので該当するもの

- チェック欄
- 平成23・24年分の「確定申告書の控え」、「損失額の計算書の控え」、「更正通知書」(平成22年分で雑損控除を適用された方は、平成22年分の控えも併せてご持参ください。)
  - 平成25年中に支払った被害を受けた資産(住宅・家財・自家用車)の取壊し・除去・修繕等を行った方でその工事内容や金額が分かるもの  
領収書・請求書など
  - 平成25年中に受け取った保険金等の金額が分かるもの

### 3 東日本大震災で被災した家屋等の損害に係る 雑損失の申告をしていない方

1の共通以外に、次のもので該当するもの

- チェック欄
- 平成23・24年分の所得金額が分かるもの
  - 平成23・24年分の所得控除額が分かるもの
  - 被害を受けた資産の取得時期・取得価格が分かるもの  
売買契約書、請負契約書、固定資産税・都市計画税納税通知書など
  - 被害を受けた資産の取壊し費用・除去費用などが分かるもの  
請求書・領収書など
  - 被害を受けたことにより受け取る保険金等の金額が分かるもの
  - 市町村から交付されたり災証明書

### 4 小規模な個人事業経営の方

- チェック欄
- 事業所得の収支内訳書(収入と必要経費の明細の分かるもの)

◎揃わない資料がある場合でも  
お気軽にご相談ください。